

入札監理小委員会における審議結果報告

東京港湾合同庁舎等の施設管理・運營業務

財務省（東京税関）の東京港湾合同庁舎等の施設管理・運營業務について、当該民間競争入札実施要項の変更（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要について

東京税関等が入居している東京港湾合同庁舎他5庁舎の施設管理・運營業務（運転監視業務、エネルギー管理業務、点検及び保守業務、清掃業務、警備業務及び植栽管理業務を包括化して委託）業務を行うものであり、平成23年度から市場化テストを実施している。

2. 民間競争入札実施要項の変更の経緯について

本実施要項は、昨年11月に入札公告を行い、本年2月に開札を行ったところ、複数回の再入札を実施したが、予定価格の制限に達する応札がなかったことから、入札不調となった。

東京税関は、実施要項の規定に基づき、入札条件を見直した上で再度入札公告を実施することを決定した。

3. 実施要項の変更（案）の審議結果について

(1) 入札不調となった要因について

【論点】

入札金額と予定価格との乖離の要因と予定価格が適切に積算されていたか。

【対応】

予定価格は、予算額の範囲内において、現在の市場価格等により積算している。他方、応札事業者は、オリンピック等の需要増加による賃金の上昇分を契約期間である5年分の入札金額に反映しているため、このことが金額の乖離が生じたものと考えられる。

(資料 9-2)

(2) 入札条件の見直しについて

【論点】

今回の見直しにより、入札不調が解消される対応となっているか。

【対応】

東京税関の単独庁舎である大井出張所及び晴海庁舎の清掃業務を委託業務から削除することによって業務範囲が縮小され、入札不調が解消されるものと考えている。

(資料 9-3 : 2 頁、10~12 頁、23 頁)

(3) 監理委員会への事後報告について

【論点】

再度公告のスケジュールは監理委員会の報告前に実施することになっているが問題はないか。

【対応】

本来は監理委員会への報告後、再度公告への手続きとなるが、4月1日から業務を継続して実施するには、入札スケジュールの点からやむを得ないものと考えられ、本件については、監理委員会への事後報告についても了承された。

(資料9-3 : 17頁)

以 上